

(目的)

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、オンラインシステムによる申請及び処分通知並びに電子データによる縦覧を行うために必要な事項を定めることにより、行政手続に係る利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 市の条例及び規則等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第2項に規定する規程、議会の規程及び企業管理規程(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する管理規程をいう。)を含む。以下同じ。)並びに地方自治法第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第55条第1項の規定により、沖縄県の条例の定めるところにより市が処理することとされた事務について規定する同県の条例及び同県の知事又は教育委員会の規則をいう。
- (2) 市の機関等 市の執行機関、議会、地方公営企業法第7条に規定する公営企業の管理者若しくはこれらに設置される機関又はこれらの機関の職員であつて、法令及び条例等の規定に基づき独立に権限を行使することを認められたもの並びに地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電子データ 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、パソコン等端末による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) オンラインシステム 市の機関等の使用に係るパソコン等端末とその手続等の相手方の使用に係るパソコン等端末とをインターネット等の通信回線で接続した申請等が行えるシステムをいう。
- (7) 個人番号カード 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。
- (8) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。
- (9) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。
- (10) 処分通知等 処分(行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。)の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知(不特定の者に対して行うものを除く。)をいう。
- (11) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電子データに記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (12) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電子データを作成し、又は保存することをいう。(オンラインシステムによる申請等)

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、オンラインシステムを使用する方法により行うことができる。

- 2 前項のオンラインシステムを使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項のオンラインシステムを使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係るパソコン等端末に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。
- 4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項のオンラインシステムを使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、オンラインシステムを使用した個人番号カードの利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものをもって代えることができる。
- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料等の納付の方法が規定されているものを第1項のオンラインシステムを使用する方法により行う場合には、当該手数料等の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、オンラインシステムを使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて規則で定めるものをもってすることができる。

(オンラインシステムによる処分通知等)

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、オンラインシステムを使用する方法により行うことができる。ただし、規則で定める方式により、当該処分通知等を受ける者が当該オンラインシステムを使用する方法により当該処分通知等を受ける旨の表示をする場合に限る。

- 2 前項のオンラインシステムを使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条

例等の規定を適用する。

- 3 第1項のオンラインシステムを使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係るパソコン等端末に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項のオンラインシステムを使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

(電子データによる縦覧等)

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電子データに記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の電子データに記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電子データによる作成等)

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電子データにより行うことができる。

- 2 前項の電子データにより行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子データにより行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

(添付書面等の省略)

第7条 申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則等で定める書面等であって、当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、オンラインシステムを使用した個人番号カードの利用又はその他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、市の機関等が直接に、又はオンラインシステムを使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(宜野湾市行政手続条例の一部改正)

- 2 宜野湾市行政手続条例(平成10年宜野湾市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項ただし書中「添付書類」の次に「その他の申請の内容」を加える。

第33条第4項第2号中「含む。)」の次に「又は電子データ(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、パソコン等端末による情報処理の用に供されるものをいう。)」を加える。